

令和7年度伊丹市病児・病後児保育施設
設置・運営事業者募集仕様書

令和7年4月

伊 丹 市

1. 事業目的

本市では、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、児童が病気等で、集団保育が困難な児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業を実施しています。

2. 事業概要

(1) 対象児童

市内に居住している生後6カ月から12歳（小学校就学前）で以下に該当する児童

- ① 入院を要しないが、病気等の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童
- ② 病気等の回復期にあつて、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童

(2) 開所日時等

- ① 開所日 : 月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く）

- ② 開所時間 : 午前8時半から午後6時まで

※上記時間等を基本とするが、開所日及び開所時間を変更する提案可

- ③ 利用料 : 利用料は市が保護者から直接徴収（2,000円／1日）

食費・おやつ代等の実費は事業者にて徴収可能

※市が徴収する利用料は生活保護世帯、非課税世帯への減免制度あり

(3) 事業内容

① 保育業務

ア 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠した保育を行うこと。

イ 児童の体調に合わせた保育内容とすること。

ウ 体温の管理等、児童の健康状態を的確に把握し、症状に応じて安静を保てるように処遇するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、同室で保育しないなど、他の児童への感染に配慮すること。

エ 転倒や衝突、接触等による事故を防止するため、備品やおもちゃ等の配置や使用方法を日常的に点検すること。危険性のある部分の把握を行い、必要な措置を講ずること。

オ 事業者は業務の実施にあたり、善良なる管理者として注意を払うとともに、関係法令に基づき、委託者の指示に誠意をもって対応すること。

カ 事業者は利用期間中の児童の生活状況等の記録を整備すること。

② 給食の提供

児童が病気の回復期に至らない場合又は病気回復期であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めてください。また、特に配慮を要する児童（アレルギー等）の食事についても適切に対応してください。

③ 利用申込の受付

ア 事前登録

利用希望者は、あらかじめ「伊丹市病児・病後児保育事業利用登録申請書」を施設に提出し、利用登録を行います。事業者は、市に登録情報の報告を行います。

イ 利用予約

利用希望者が事業を利用するときは、利用日の前日までに電話等により、施設に対して利用予約を行います。ただし、事業者は、利用当日において、定員に余裕がある場合で、かつ、特に事業の運営に支障がない場合は、利用当日の予約（事前登録含む）も受け付けてください。

ウ 利用申請

利用希望者は、対象児童をかかりつけ医に受診させ、「伊丹市病児・病後児保育事業医師連絡票（以下、「医師連絡表」という。）」を作成してもらい、利用当日に「医師連絡票」を持参し、施設の指定する医師（嘱託医療機関）の診察等により、事業利用可能の証明を受けた上で、施設に「医師連絡票」及び「伊丹市病児・病後児保育事業利用申込書」を提出し、利用申請を行います。

事業者は、受入れ時に児童の健康状況その他必要な事項の聞き取りを行ってください。

エ 利用の制限・取消し

事業者は、利用定員を超えるとき、入院又は加療を必要とするとき等は事業の利用を制限することができます。また、施設の指導に従わないとき、災害等により施設が利用できなくなったとき等は、理由を付して「伊丹市病児・病後児保育利用停止通知書」により、利用を取り消すことができます。

オ 利用状況報告

事業者は、各月の利用状況について、毎月末に市に報告してください。

※現在は上記ア～オの運用ですが、令和7年度中に本市において病児・病後児保育事業の予約システムの導入を予定しており、導入後はシステムの仕様等に合わせた運用に変更となる予定です。

④ その他

利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防対策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施してください。

（４）事業の実施時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。ただし、施設整備等の要因により、事業開始日が令和8年4月1日以降となる場合は、開所までのスケジュールを踏まえた提案としてください。

※本契約は単年度の契約ですが、本仕様に則り、委託内容に沿った良好な運営を行っていると思われる場合は、令和9年度以降も委託契約を継続します。なお、本仕様の要件を満たさない場合は、契約更新を行わない可能性があり、その場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、財産処分に伴う整備に係る補助金返還の可能性あります。

4. 職員配置

（１）看護師等

児童の看護を専門に担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師 1 人

※国基準は利用児童おおむね 10 人につき、1 人以上

(2) 保育士

利用児童おおむね 3 人につき、保育士 1 人以上

5. 建物・設備要件

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、以下の基準を満たすもの。

(1) 建物

- ① 応募者の自己所有又は賃貸借により、必要な物件は応募者において準備すること。
- ② 建物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）や消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の関係法令や通知等に適合したものであること。
- ③ 既存の建物を活用する場合、建築基準法に規定する検査済証の交付を受けた建物であること（検査済証の交付を受けていない場合は、不可）。
- ④ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に検査を受けた建物である場合は、耐震診断の結果、耐震性を有すると認められる建物であること。
- ⑤ 根抵当権が設定されていないこと（土地含む）。

(2) 設備

- ① 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室（複数室有することが望ましい）を設置すること。
- ② ①の保育室の面積は、利用定員 1 人当たりの面積が 1.98 m²以上とし、1 室 8 m²を下回らないこと。（内法有効面積）
- ③ ①の観察室又は安静室の面積は、利用定員 1 人当たりの面積が 1.65 m²以上とすること。（内法有効面積）
- ④ 調理室を有すること。なお、本事業専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
- ⑤ 事故防止及び衛生面に配慮（陰圧室の設置など）されているなど、児童の養育に適した場所であること。
- ⑥ その他保育に必要な備品、遊具、設備等を備え付けていること。

6. 委託料・補助金

(1) 委託料

委託料の参考基準価格は、9,976 千円／年（利用定員 2 人）とします。

※内訳は人件費相当額：9,826 千円、管理費相当額：150 千円

(2) 施設整備補助

- ① 自己所有物件として新築する場合又は自己所有物件を改築する場合

国の子ども・子育て支援施設整備交付金の活用を予定しています。令和 6 年度の交付要綱における補助対象経費の基準額は 73,053 千円（本体工事費、設計料加算、環境改善加算、特殊付帯工事費の計）が上限であり、補助額は補助対象経費と基準額を比べて小さい方

に9／10の負担割合を乗じた額となります。ただし、当該事業は令和7年度の交付要綱に基づき実施するため、基準額等が変更される可能性があります。交付申請等の事務手続きは、決定した受託者に別途お知らせします。

② 賃貸物件を内部改修する場合

国の子ども・子育て支援交付金の活用を予定しています。令和6年度の交付要綱における補助対象経費の基準額は、改修費に対して4,000千円、開設前月分の礼金及び賃借料に対して600千円が上限であり、上限額を超える費用は事業者負担となります。当該事業は令和7年度の交付要綱に基づき実施するため、基準額等が変更される可能性があります。交付申請等の事務手続きは、決定した受託者に別途お知らせします。